証券コード　7030
（発送日）2024年12月10日
（電子提供措置開始日）2024年12月５日

株　主　各　位

（本店所在地）新潟県長岡市東坂之上町二丁目２番地１
（本部事務所）東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社スプリックス
代表取締役社長　常石　博之

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://sprix.inc/ir/stock/meeting/

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スプリックス」又は「コード」に当社証券コード「7030」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席にならない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月25日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年12月25日（水曜日）午後７時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年12月26日（木曜日）午前10時（受付開始時間：午前９時30分）

２．場　　所　新潟県長岡市台町２丁目８番35号
ホテルニューオータニ長岡　２階　白鳥の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第28期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第28期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面は、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2024年12月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2024年12月25日（水曜日）午後７時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年12月25日（水曜日）午後７時入力完了分まで**

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

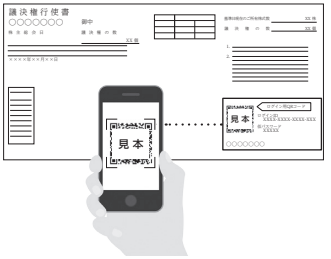

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

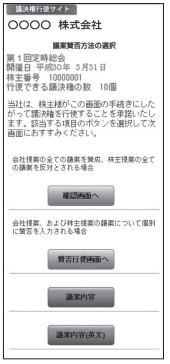

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

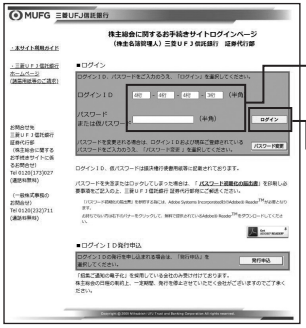

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120-173-027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果が奏功し、堅調な回復が続くことが期待されますが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループの属する教育サービス業界におきましては、少子化が進むなかで、様々な教育制度改革が進行しております。また、あらゆる産業でアナログからデジタルへの転換、サービスの在り方が見直されるなか、IT技術の活用等による新たな教育・指導形態の必要性も一層高まってきております。

当連結会計年度の売上高は31,860百万円（前年同期比4.9％増）、営業利益は1,093百万円（前年同期比17.0％減）、経常利益は1,134百万円（前年同期比14.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は500百万円（前年同期比10.9％減）、EBITDA（＝営業利益+支払利息+のれん償却額+減価償却費）は2,249百万円（前年同期比10.8％減）となりました。

セグメント情報は次の通りです。

「森塾」

中核事業である個別指導形式の学習塾「森塾」におきましては、当連結会計年度末において229教室（前年同期比20教室増）展開しております。生徒数が堅調に推移した結果、当連結会計年度末における「森塾」在籍生徒数は55,357人と、前年同期比6,268人増となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高（注１）	15,530百万円	16,315百万円	5.1％増
セグメント利益（注１、２）	3,725百万円	3,925百万円	5.4％増
EBITDA（注３）	3,948百万円	4,074百万円	3.2％増
教室数	209教室	229教室	20教室増
生徒数	49,089人	55,357人	6,268人増

注１）売上高は外部顧客への売上高、及びセグメント利益は、セグメント間取引の相殺前の数値であります。

注２）セグメント利益は、のれんを除く無形固定資産の償却費を反映しております。

注３）EBITDAは、営業利益+支払利息+のれん償却額+減価償却費であります。

「湘南ゼミナール」

集団指導形式の学習塾「湘南ゼミナール」におきましては、当連結会計年度末において203教室（前年同期比７教室増）を展開しております。2024年春の合格実績は前年に引き続き回復し、小学生のコンテンツ拡充およびマーケティング強化により、主要コースである総合進学コースを含む小中部の小学生の生徒数、および来年度の生徒数に直結する中学２年生以下の合計生徒数は前年同期比で増加したものの、当連結会計年度末における「湘南ゼミナール」在籍生徒数は18,179人（前年同期比54人減）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高	8,798百万円	9,086百万円	3.3％増
セグメント利益	745百万円	679百万円	8.9％減
EBITDA	1,083百万円	1,072百万円	1.1％減
教室数	196教室	203教室	7教室増
生徒数	18,233人	18,179人	54人減

「河合塾マナビス」

講義映像とチューターを用いた大学受験指導を行う学習塾である「河合塾マナビス」におきましては、当連結会計年度末において株式会社湘南ゼミナールがフランチャイジーとして51教室（前年同期比1教室増）を展開しております。全学年の生徒数が前年同期比で増加した結果、当連結会計年度末における「河合塾マナビス」在籍生徒数は5,216人（前年同期比359人増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前期末比
売上高	3,106百万円	3,121百万円	0.5%増
セグメント利益	312百万円	273百万円	12.3%減
EBITDA	480百万円	496百万円	3.4%増
教室数	50教室	51教室	1教室増
生徒数	4,857人	5,216人	359人増

「その他」

「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「新規事業（研究開発費等を含む）」、「自立学習ＲＥＤ」、「そら塾」、教育関連サービス（フォレスタシリーズの販売、「東京ダンスヴィレッジ」、「和陽日本語学院」、「プログラミング能力検定」の運営）等を含んでおります。

「自立学習ＲＥＤ」は、教育ITを利用した学習塾であり、当連結会計年度末において直営６教室（前年同期比増減なし）、FC215教室（前年同期比18教室増）を展開しております。

また、「その他」に含まれる教育関連サービスにおきましては、個別指導用教材「フォレスタシリーズ」、ICTを活用した映像教材「楽しく学べるシリーズ」、塾講師募集webサイト「塾講師ＪＡＰＡＮ」などの既存事業がいずれも堅調だったことに加え、AIタブレットで基礎学力を養成する「ＳＰＲＩＸ　ＬＥＡＲＮＩＮＧ」「ＤＯＪＯ」や、サイバーエージェントグループと協業中の「キュレオプログラミング教室」「プログラミング能力検定」などの新規事業も順調に拡大しております。さらに、投資フェーズではありますが、国際基礎学力検定「ＴＯＦＡＳ」の受験者数は累計1,200万人となり、順調に推移しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,753百万円で、その主なものは本部移転に伴う内装工事及び「森塾」等における新規開校及び増床に伴う内装工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度より、株式会社イングリッシュスクエアの株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (2021年９月期)	第 26 期 (2022年９月期)	第 27 期 (2023年９月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2024年９月期)
売上高(百万円)	25,901	29,352	30,363	31,860
経常利益(百万円)	2,434	2,782	1,319	1,134
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,467	1,607	561	500
１株当たり当期純利益 (円)	85.41	93.80	32.51	28.69
総資産(百万円)	19,277	19,574	20,143	20,448
純資産(百万円)	8,864	9,774	9,706	9,562
１株当たり純資産 (円)	516.46	568.19	558.76	545.72

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (2021年９月期)	第 26 期 (2022年９月期)	第 27 期 (2023年９月期)	第 28 期 (当事業年度) (2024年９月期)
売上高(百万円)	13,362	14,420	15,565	19,340
経常利益(百万円)	1,895	1,949	906	1,313
当期純利益(百万円)	1,360	1,225	518	915
１株当たり当期純利益 (円)	79.16	71.52	30.00	52.53
総資産(百万円)	12,758	13,649	14,565	15,760
純資産(百万円)	8,765	9,330	9,222	9,495
１株当たり純資産 (円)	511.11	542.35	530.81	541.90

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社湘南ゼミナール	48百万円	100.0%	学習塾の運営
株式会社湘南ゼミナールオーシャン	5百万円	100.0%	学習支援事務
株式会社プログラミング総合研究所	50百万円	60.0%	プログラミング能力検定の開発、運用、販売
株式会社和陽日本語学院	75百万円	100.0%	日本語学校の運営
株式会社イングリッシュスクエア	3百万円	100.0%	英会話教室の運営

（注）当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社湘南ゼミナール	東京都渋谷区桜丘町１番１号	3,758百万円	15,760百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、大きく急激に変化しております。雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

国内では少子化による学齢人口の減少は続くものの、家計における教育関連支出の水準も高止まりする等、教育への期待はさらに高まっております。教育におけるＩＴ化やグローバル化の必要性が一層高まり、政府も教育制度の見直しに強い意欲を見せる等、新たな時代を迎えております。

また、世界全体で見ると、経済成長と比例するように教育市場も成長しております。これは、人口の増加に加え、就学率の大幅な上昇が大きな要因となっております。なかでも、新興諸国での中間層の拡大に伴う学力向上へのニーズや、急速なテクノロジーの変化に応じたスキルを持つ人材へのニーズの高まりが背景にあります。

なお、森塾をはじめとした新規開校に伴い、生徒募集は順調に推移しております。また、教育関連サービスにおいては「フォレスタ」シリーズの販売など、既存事業がいずれも堅調であったことに加え、「ＴＯＦＡＳ」などの新規事業も当初計画を上回って拡大し、学習塾サービスとの相乗効果を最大限に発揮できる取り組みも積極的に進めている状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、企業ミッション達成のために、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 生徒の成績の向上

当社グループの学習塾サービスにおきましては、生徒の学校での成績の向上を追求しております。そのために、テスト結果や教材内容の分析、また、講師による指導効果の分析を継続的に行い、その分析結果に基づき指導オペレーションや教材の改善及びシステム化を進め、指導力の向上を図っております。また、成績の向上に係る目標の達成度合をスタッフの人事評価における構成要素の一つとしております。

当社グループは、今後も指導力の向上を推進し、一人でも多くの生徒の学校での成績の向上に貢献できるよう努めてまいります。

② サービスの認知度の向上とブランドの確立

当社グループでは、当社グループが提供するそれぞれのサービスのターゲット層にアプローチする上で、最適な手法かつ適切なコストでの施策に絞り、販売促進・広告宣伝を効率的に行ってまいりました。また、口コミ・友人紹介等の外部コストの掛からない販売促進・広告宣伝の施策を、当社グループのサービスの認知度向上・顧客の獲得に大いに役立ててまいりました。

しかしながら、既存事業のさらなる拡大及び競合企業との差別化、そして新規事業の認知度向上及び顧客の獲得を図るに際して、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。またＷＥＢ・モバイルインターネットを中心に、販売促進・広告宣伝の手法も目覚ましく進化を遂げております。今後は、費用対効果も慎重に検討の上、販売促進・広告宣伝活動を強化してまいります。

③ エリアマーケティング・地域展開

当社グループでは、自らリアルの場を設けて教育サービスを提供する事業も営んでおります。その地域展開や具体的な出店・開校の際は、エリア・商圏の環境・経済の動向、市場・競合の状況、現在の自社の他教室との位置関係、潜在顧客数、講師採用見込み、候補物件の状況、収支の予測等、様々な要素を総合的に勘案し、決定しております。なお、森塾においては、2024年に関西地区での開校を行い、引き続き関西地区への開校を行っていく予定です。

今後も事業の拡大・成長を図るため、新たな地域への展開、新規の出店・開校は重要な戦略の一つと考えております。当社グループの人員・管理体制等のリソースを勘案しながら、出店・開校のペースを加速化してまいります。また、新興諸国を中心とした中間層の教育ニーズの高まりを背景に、市場調査の上、新たな地域・国への進出を進めてまいります。

④　教育コンテンツの品質向上

当社グループでは、様々な領域でのオリジナルの教育コンテンツを企画・開発・制作・販売しております。既に販売・提供を開始している教育コンテンツについても、ユーザーのニーズや目的に応じて、また教育現場の声を反映して、常により良いコンテンツとなるよう、ノウハウの蓄積と科学的分析に基づく日々の改善活動を推進しております。今後も、社会の変化や顧客・教育現場のニーズを的確に捉え、教育サービスを通して、より多くの人の人生に貢献できるよう、教育コンテンツの品質向上に取り組んでまいります。

⑤　研究開発活動

当社グループでは、市場の変化やユーザーのニーズに迅速に対応し、また競争力の確保・競合企業との差別化が可能な、より魅力ある収益性の高い教育コンテンツを提供するために、継続的な研究開発活動を行っております。今後も新たな業態・サービスや、情報通信技術をはじめとする各種の新技術を採り入れた高品質・高付加価値・低コストな教育コンテンツの研究開発に取り組んでまいります。

⑥　人材の確保と育成・開発

当社グループでは人材について、社内リソースと事業計画・今後の展開を勘案し、計画的に人材を確保してまいりました。また、継続的な人材の確保とともに、当社グループの企業ミッション・ヴィジョン・ＡＣＴＩＯＮライン（行動指針）を理解し、実行していくことのできる人材の育成・スキルの開発が重要と考えております。今後も、当社グループのスピード感のある展開・成長に対応し、さらには牽引することのできる人材の確保と育成・開発に取り組んでまいります。

⑦　経営体制のさらなる強化

当社グループでは、これまで会社の成長ステージに応じた経営体制を構築してまいりました。今後も継続的に事業の拡大・成長を実現し、あらゆるステークホルダーの期待にお応えできるよう、経営体制のさらなる強化が必要と認識しております。

当社グループは、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、法令遵守の徹底はもとより、一層の内部管理体制の充実・強化に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2024年９月30日現在）

当社グループは、教育サービス事業を行っております。

当社グループが提供する主なサービスは以下のとおりです。

区　　分	事　　業　　内　　容
学習塾サービス	「森塾」の運営 「湘南ゼミナール」の運営 「河合塾マナビス」のフランチャイジー運営 「自立学習ＲＥＤ」の運営及びフランチャイズ展開 「そら塾」の運営
教育関連サービス	「フォレスタ」シリーズの開発・販売等 「東京ダンスヴィレッジ」の運営 「塾講師ＪＡＰＡＮ」の運営 「グリムスクール」の運営 中国語検定「ＨＳＫ」に関連する書籍・アプリの販売 「ＱＵＲＥＯプログラミング教室」の販売 「プログラミング能力検定」の開発、運営、販売 「ＤＯＪＯ」の開発、運営、販売 「ＳＰＲＩＸ　ＬＥＡＲＮＩＮＧ」の開発、運営、販売 「ＴＯＦＡＳ」の開発、運営、販売 「和陽日本語学院」の運営 「イングリッシュスクエア」の運営 「深圳大学東京校」の運営

⑹ **主要な営業所**（2024年９月30日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本　　社	新潟県長岡市	森塾（直営）	新潟県　４教室
			埼玉県　47教室
本　　部	東京都渋谷区		千葉県　37教室
			東京都　66教室
SPRIX Engineering Lab	新潟県長岡市		神奈川県　45教室
			茨城県　９教室
自立学習RED（直営）	埼玉県　6教室		群馬県　２教室
			栃木県　２教室
東京ダンスヴィレッジ	東京都　3教室		静岡県　５教室
			大阪府　12教室

② 子会社

株式会社湘南ゼミナール	本社（東京都渋谷区）
株式会社湘南ゼミナールオーシャン	本社（東京都渋谷区）
株式会社プログラミング総合研究所	本社（東京都渋谷区）
株式会社和陽日本語学院	本社（東京都世田谷区）
株式会社イングリッシュスクエア	本社（埼玉県さいたま市浦和区）

⑺ **使用人の状況**（2024年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,490（1,673）名	96名増（70名増）

（注）使用人数は就業人員数であります。なお、使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者数（非常勤講師及びパートタイマー）の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
763（1,319）名	122名増（310名増）	29.7歳	3.4年

（注）使用人数は就業人員数であります。なお、使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者数（非常勤講師及びパートタイマー）の最近１年間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	727百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2024年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　60,000,000株

② **発行済株式の総数**　17,778,150株

③ **株主数**　5,023名

④ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
有限会社フラットストーン	8,577,500株	49.18%
常石　博之	1,489,450	8.54
UBS AG SINGAPORE－0546002510 21U9	1,443,600	8.28
中野　道	741,000	4.25
平石　明	724,550	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	487,400	2.79
スプリックスグループ従業員持株会	318,900	1.83
西村　裕二	124,100	0.71
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SG FAO WILL FIELD CAPITAL PTE. LTD.	90,100	0.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	67,339	0.39

（注）１．当社は、自己株式を337,085株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2015年８月24日
新株予約権の数		1,179個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 176,850株 (新株予約権１個につき 150株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 13,800円 (１株当たり 92円)
権利行使期間		2022年10月１日から 2025年８月24日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数 1,179個 目的となる株式数 176,850株 保有者数 2名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。

（2）新株予約権者からの相続はこれを認めない。

（3）新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
2022年10月１日以降	割当数の３分の１
2023年10月１日以降	割当数の３分の２
2024年10月１日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

２．2018年３月１日付で行った１株を150株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	常石博之	
取締役	平石明	事業部門管掌
取締役	平井利英	コーポレート部門管掌
取締役	菅井善朗	あすか製薬株式会社 CVC担当アドバイザー
取締役（監査等委員・常勤）	赤澤嘉信	
取締役（監査等委員）	松浦剛志	有限会社ウィルミッツ 代表取締役 ラフラインホールディングス株式会社 社長室長
取締役（監査等委員）	浅見裕子	学習院大学経済学部 教授 学習院大学大学院経営学研究科委員長 金融庁公認会計士・監査審査会委員 財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議委員 金融庁 企業会計基準審議会臨時委員 産業経理協会 評議員 国土交通省 土地鑑定委員会委員 国税庁東京国税局 土地評価審議会委員

（注）１．取締役菅井善朗氏、取締役（監査等委員）松浦剛志氏及び浅見裕子氏は、社外取締役であります。
２．取締役菅井善朗氏は、ベンチャー投資経験と経営管理に関する高い見識を有しております。
３．取締役（監査等委員）赤澤嘉信氏は、当社のヒューマンリソース部長、内部監査室長を歴任し、コンプライアンス経営やコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役（監査等委員）松浦剛志氏は、経営者としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験を有しております。
５．取締役（監査等委員）浅見裕子氏は、経済学部教授としての豊富な経験を有しております。
６．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために赤澤嘉信氏を常勤の監査等委員として選定しております。
７．当社は、取締役菅井善朗氏、取締役（監査等委員）松浦剛志氏及び浅見裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② **責任限定契約の内容の概要**

当社は、取締役（監査等委員を除く。）１名（うち社外取締役１名）、取締役（監査等委員）３名（うち社外取締役２名）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ **役員等賠償責任保険契約の概要**

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ **取締役の報酬等**

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1）	96百万円 （4）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 （2）	21 （9）
合　　計 （うち社外取締役）	7 （3）	117 （14）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年８月24日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は３名（うち、社外取締役は０名）です。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年８月24日開催の臨時株主総会において、年額40百万円と決議されております。当該臨時株主総会時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は２名）です。

４．上記の報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額１百万円が含まれております。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

１）個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬（確定額報酬）として、株主総会で決定された報酬の範囲内で、会社の業績や経営状況、及び各人の成果や責任等を勘案し、報酬額を決定する。

取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給する。

２）業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

採用していない。

３）非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

採用していない。

４）上記１）２）３）の割合（構成比率）

固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

ロ．報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は、在任中に毎月定額を支払う。役員退職慰労金は、総会での承認可決を条件として、退任後に支払う。

ハ．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

1）委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

該当なし。

2）委任する権限の内容

該当なし。

3）権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当なし。

ニ．報酬等の内容の決定方法（ハ．の事項を除く）

取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする指名・報酬委員会を設置し、メンバーは代表取締役社長と社外取締役３名の合計４名で、社外取締役が過半数となるよう構成している。各事業年度の役員の報酬等の額の決定にあたり、委員会で事前に審議したうえで取締役会に提言することで、独立性と客観性の確保及び、意思決定プロセスの透明化を図っている。

ホ．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役菅井善朗氏は、あすか製薬株式会社CVC担当アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役松浦剛志氏は、有限会社ウィルミッツ代表取締役及びラフラインホールディングス株式会社社長室長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役浅見裕子氏は、学習院大学経済学部 教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長、金融庁公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議委員、金融庁 企業会計基準審議会臨時委員、産業経理協会 評議員、国土交通省 土地鑑定委員会委員及び国税庁東京国税局 土地評価審議会委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　菅井善朗	2023年12月22日就任以降に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営管理の専門的見地及びCVCアドバイザーとしての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当連結会計年度に開催された委員会２回のうち１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　松浦剛志	当連結会計年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営者としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当連結会計年度に開催された委員会２回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　浅見裕子	当連結会計年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経済学部教授としての専門的見地及び金融庁公認会計士・監査審査会委員としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、および保有する資産の妥当性・適正性に関する適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当連結会計年度に開催された委員会２回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、筆頭独立社外取締役として、取締役会実効性評価を推進し、取締役会の実効性の判断機能を担っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

⑤　会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

⑥　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓蒙に努める。

2)定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

3)内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

2)取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。

2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役会を原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。

2)年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。

3)職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。

2)使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
3)内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。

⑥　当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1)当社は「グループ会社管理規程」を定め、担当取締役が子会社などの業務の状況を適時に把握できる体制を整え、必要に応じて当社取締役会に報告する。
2)一定の事項については事前に当社取締役会の承認を要する旨を定める。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
1)リスクについては、子会社において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役会を原則３か月に１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
2)年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)当社の子会社においては、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役等及び使用人は法令遵守体制の充実や社内教育・啓蒙に努める。
2)定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
3)子会社の使用人に対して、当社グループの一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
4)親会社の内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。

ホ．その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社監査役を当社の常勤監査等委員もしくは管理部長が兼務することで、子会社の業務の適正を確保するよう牽制を行う。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。

⑧　前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑨　前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩　監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。

2)取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。

3)監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。

4)内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、子会社の取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。

2)子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。

3)監査等委員会は、子会社の契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。

4)当社の内部監査人は、監査等委員会に対して、子会社の内部監査の結果等について報告を行う。

⑪ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑫ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。

⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。

2)監査等委員会は、代表取締役と四半期に１度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。

3)監査等委員会は、内部監査人及び監査法人と四半期に１度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。

4)監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムに関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑮ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。

2)取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。

3)反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

・当事業年度において取締役会を22回開催し、各議案について十分な審議を行いました。
・取締役会において、毎月月次経営成績が報告され、当社年度計画の達成状況、課題及びその対応策を確認し、議論を行いました。

② コンプライアンス・リスクマネジメントに対する取り組みの状況

・コンプライアンス意識の徹底を図るため、適宜研修及び啓発活動を行いました。
・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報窓口を設置しております。
・リスクマネジメントについては、当社におけるリスクの抽出、対応方針の策定、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
・情報セキュリティについては、情報の適切な保存、管理に向けた規程等を整備しております。また、適宜情報管理に関する啓発活動を行うとともに、各種情報の流出・漏洩の未然防止に向けた取り組みを行いました。

③ 監査等委員会に関する運用状況

・監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席等を通じて、取締役及び部門長から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
・監査等委員会は、内部監査人が行った監査に関する報告を受けるほか、独自に監査等委員による監査を行っております。さらに常勤監査等委員は、内部監査人と毎月1回情報交換を行っております。

④ 内部監査に関する運用状況

・内部監査人は、年間の監査計画に基づき当社各部門について内部監査を実施しました。
・内部監査人は、内部監査の結果を定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会および取締役会にも報告しています。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しており、将来における安定的な企業成長と、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性の高い利益配分を継続かつ安定的に行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開と経営環境の変化に対応するための資金として有効に活用したいと考えております。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の期末配当金につきましては、１株につき普通配当19円とさせていただきます。

これにより、中間配当を含めました当連結会計年度の年間配当金は１株につき38円となります。

連結貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,806**	**流動負債**	**9,221**
現金及び預金	5,359	買掛金	150
売掛金	374	未払金	1,468
商品及び製品	326	短期借入金	717
仕掛品	66	１年内返済予定長期借入金	363
貯蔵品	26	未払法人税等	418
未収入金	2,619	未払消費税等	452
その他	1,082	前受金	4,590
貸倒引当金	△48	賞与引当金	440
固定資産	**10,641**	その他	618
有形固定資産	**4,240**	**固定負債**	**1,664**
建物及び構築物	3,591	長期借入金	429
土地	489	役員退職慰労引当金	75
その他	160	退職給付に係る負債	127
無形固定資産	**3,103**	資産除去債務	1,032
のれん	2,183	**負債合計**	**10,886**
ソフトウエア	173	（純資産の部）	
その他	746	**株主資本**	**9,516**
投資その他の資産	**3,297**	**資本金**	**1,444**
投資有価証券	276	**資本剰余金**	**1,434**
繰延税金資産	727	**利益剰余金**	**7,013**
敷金及び保証金	2,045	**自己株式**	**△377**
その他	246	**その他の包括利益累計額**	**1**
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	1
		新株予約権	**44**
資産合計	**20,448**	**純資産合計**	**9,562**
		負債純資産合計	**20,448**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**31,860**
売上原価		**21,928**
売上総利益		**9,932**
販売費及び一般管理費		**8,838**
営業利益		**1,093**
営業外収益		
受取利息	0	
持分法による投資利益	35	
受取配当金	0	
助成金収入	0	
業務受託料	1	
受取賃貸料	2	
その他	15	56
営業外費用		
支払利息	8	
支払手数料	0	
その他	7	15
経常利益		**1,134**
特別利益		
固定資産売却益	17	
新株予約権戻入益	4	22
特別損失		
減損損失	126	
固定資産除却損	16	143
税金等調整前当期純利益		**1,013**
法人税、住民税及び事業税	635	
法人税等調整額	△121	513
当期純利益		**500**
親会社株主に帰属する当期純利益		**500**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,438	1,428	7,173	△380	9,659
当連結会計年度変動額					
新株の発行	6	6			13
剰余金の配当			△659		△659
親会社株主に帰属する当期純利益			500		500
自己株式の処分					
譲渡制限付株式報酬				3	3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	6	6	△159	3	△143
当連結会計年度末残高	1,444	1,434	7,013	△377	9,516

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2	2	44	－	9,706
当連結会計年度変動額					
新株の発行					13
剰余金の配当					△659
親会社株主に帰属する当期純利益					500
自己株式の処分			△4		△4
譲渡制限付株式報酬					3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1	△1	4		3
当連結会計年度変動額合計	△1	△1	0	－	△144
当連結会計年度末残高	1	1	44	－	9,562

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,897**	**流動負債**	**5,516**
現金及び預金	2,225	買掛金	94
売掛金	327	短期借入金	708
商品及び製品	234	未払金	998
仕掛品	66	未払費用	151
貯蔵品	6	未払法人税等	424
前払費用	263	未払消費税等	373
未収入金	2,629	前受金	2,390
その他	181	預り金	320
貸倒引当金	△37	賞与引当金	17
固定資産	**9,863**	その他	36
有形固定資産	**2,478**	**固定負債**	**748**
建物	2,358	役員退職慰労引当金	75
構築物	0	退職給付引当金	130
車両運搬具	0	資産除去債務	543
工具、器具及び備品	119	**負債合計**	**6,264**
無形固定資産	**809**	（純資産の部）	
のれん	605	**株主資本**	**9,451**
ソフトウエア	124	**資本金**	**1,444**
その他	79	**資本剰余金**	**1,434**
投資その他の資産	**6,574**	資本準備金	1,434
投資有価証券	221	その他資本剰余金	0
関係会社株式	3,914	**利益剰余金**	**6,949**
長期貸付金	770	利益準備金	0
出資金	0	その他利益剰余金	6,948
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	6,948
長期前払費用	50	**自己株式**	**△377**
繰延税金資産	409	**新株予約権**	**44**
敷金及び保証金	1,284	**純資産合計**	**9,495**
その他	2		
貸倒引当金	△77		
資産合計	**15,760**	**負債純資産合計**	**15,760**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**19,340**
売上原価		**12,130**
売上総利益		**7,209**
販売費及び一般管理費		**6,206**
営業利益		**1,003**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	302	
業務受託料	2	
その他	4	315
営業外費用		
その他	6	6
経常利益		**1,313**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	35	
新株予約権戻入益	4	40
税引前当期純利益		**1,353**
法人税、住民税及び事業税	528	
法人税等調整額	△91	437
当期純利益		**915**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,438	1,428	0	1,428	0	6,693	6,693	△380	9,178	44	9,222
当期変動額											
新株の発行	6	6		6					13		13
剰余金の配当						△659	△659		△659		△659
当期純利益						915	915		915		915
自己株式の処分										△4	△4
譲渡制限付株式報酬								3	3		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										4	4
当期変動額合計	6	6	－	6	－	255	255	3	272	0	272
当期末残高	1,444	1,434	0	1,434	0	6,948	6,949	△377	9,451	44	9,495

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月25日

株式会社スプリックス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　瀬　朋　子　印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社スプリックスの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月25日

株式会社スプリックス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　瀬　朋　子　印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スプリックスの2023年10月１日から2024年９月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．各監査等委員間にて異なる意見はございません。

2024年11月25日

株式会社スプリックス　監査等委員会

常勤監査等委員　赤澤嘉信　印

監査等委員　松浦剛志　印

監査等委員　浅見裕子　印

(注)　監査等委員松浦剛志及び浅見裕子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第1号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案で提案されている全ての取締役候補者について特段指摘すべき事項は無いとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	つね　いし　ひろ　ゆき 常　石　博　之 (1971年４月23日)	1994年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2004年３月　当社取締役就任 2004年10月　当社コンテンツ事業本部長就任 2007年12月　当社取締役副社長 2018年12月　当社代表取締役社長（現任）	1,489,450株
2	ひら　いし　あきら 平　石　明 (1964年11月20日)	1987年４月　長岡第一ゼミ入社 1992年４月　株式会社伸葉スクール入社 1995年４月　株式会社ＮＳＧアカデミー入社 1997年１月　当社設立、代表取締役社長就任 2018年12月　当社取締役就任（現任） 当社事業部門管掌（現任）	724,550株
3	ひら　い　とし　ひで 平　井　利　英 (1974年12月９日)	1998年４月　エームサービス株式会社入社 2000年２月　当社入社 2003年10月　当社管理部総務課長 2008年12月　当社取締役就任（現任） 2015年12月　当社個別指導事業本部管掌 2018年12月　当社コーポレート部門管掌（現任）	9,900株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	菅井善朗（すがい よしろう） (1961年5月11日)	1985年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2012年４月　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社入社 2016年６月　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社　執行役員就任 2022年６月　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社　取締役就任 2023年７月　あすか製薬株式会社　ＣＶＣ担当アドバイザー就任（現任） 2023年12月　当社社外取締役就任（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．菅井善朗氏は、社外取締役候補者であります。

３．取締役候補者とした理由

⑴常石博之氏は、2018年より代表取締役社長に就任しました。2004年より当社の取締役として経営の中枢を担い、当社経営における豊富な経験と高い知見により、現在まで事業拡大に寄与してまいりました。当社取締役としての適切な業務執行の実績を鑑み、今後も取締役会において的確な意思決定と監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

⑵平石明氏は、1997年に当社を設立し、2018年まで代表取締役社長として、当社経営における豊富な経験と高い知見により、持続的かつ高い成長を実現してまいりました。当社創業取締役としての適切な業務執行の実績を鑑み、今後も当社取締役会において的確な意思決定と監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

⑶平井利英氏は、2000年より当社に入社し2008年より当社の取締役となり、事業部門と管理部門双方を経験しており当社の事業に精通しております。当社取締役としての適切な業務執行の実績を鑑み、今後も取締役会において的確な意思決定と監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

⑷菅井善朗氏は、30有余年に亘る豊富なベンチャー投資経験と経営管理に関する高い見識を有しており、今後も当社社外取締役として監督機能の実効性強化が期待できるため、社外取締役候補者としました。

４．菅井善朗氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．「所有する当社の株式数」については、2024年９月30日現在の所有株式数を記載しております。

6．当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
7．当社は、菅井善朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8．当社は、菅井善朗氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	あかざわ　ひろのぶ 赤澤　嘉信 (1972年10月７日)	1996年４月　藤田観光株式会社入社 2000年８月　株式会社パソナテック入社 2006年１月　ＭＯＶＩＤＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社入社 2007年４月　ＡＢＣ　Ｃｏｏｋｉｎｇ　Ｓｔｕｄｉｏ株式会社入社 2008年４月　株式会社エービーシースタイル代表取締役就任 2010年１月　当社入社　ヒューマンリソース部長就任 2016年10月　当社内部監査室長 2020年12月　当社取締役常勤監査等委員就任（現任）	6,750株
2	まつうらたけし 松浦剛志 (1969年９月９日)	1993年４月　株式会社東京銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 1998年１月　株式会社グロービス入社 2001年１月　アントレピア株式会社入社 2002年６月　有限会社ウィルミッツ設立　代表取締役就任（現任） 2006年11月　株式会社プロセス・ラボ設立　代表取締役就任 2018年７月　ラフラインホールディングス株式会社社長室長就任（現任） 2018年12月　当社社外取締役監査等委員就任（現任）	7,700株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	浅見裕子（あさみゆうこ） (1972年1月5日)	2000年４月　学習院大学経済学部専任講師就任 2003年４月　学習院大学経済学部助教授就任 2008年４月　学習院大学経済学部教授就任（現任） 2014年４月　学習院大学副学長就任 2018年６月　大建工業株式会社　社外監査役就任 2019年４月　学習院大学大学院経営学研究科委員長就任（現任） 2019年６月　金融庁公認会計士・監査審査会委員就任（現任） 2019年６月　財務会計基準機構　企業会計基準諮問会議委員就任（現任） 2020年９月　国立大学法人茨城大学監事就任 2021年６月　大建工業株式会社　社外取締役監査等委員就任 2022年12月　当社社外取締役監査等委員就任（現任） 2023年７月　国土交通省　土地鑑定委員会委員就任（現任）	300株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松浦剛志氏及び浅見裕子氏は、社外取締役候補者であります。
３．取締役候補者とした理由
⑴赤澤嘉信氏は、ヒューマンリソース部長と内部監査室長を歴任しており、その見識で、当社のコンプライアンス経営や、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
⑵松浦剛志氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識が、当社の監査・監督に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
⑶浅見裕子氏は、経済学部教授としての高い見識が、当社の監査・監督に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．松浦剛志氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
５．浅見裕子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

6．当社は、赤澤嘉信氏、松浦剛志氏及び浅見裕子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、３氏が再任された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。
7．当社は、松浦剛志氏及び浅見裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8．「所有する当社の株式数」については、2024年９月30日現在の所有株式数を記載しております。
9．当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　新潟県長岡市台町２丁目８番35号
ホテルニューオータニ長岡　２階　白鳥の間
TEL （0258）37－1111

交通　上越新幹線　ＪＲ長岡駅東口より　徒歩１分
信 越 本 線　ＪＲ長岡駅東口より　徒歩１分



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。